

## 議案第 1 号

### 阪神間都市計画道路の変更（西宮市決定）について【付議】 （3.4.443号下山口名来線ほか15路線）

#### 目 次

1. 計画書（案）・理由書（案）…………… P. 1
2. （参考）変更前後対照表…………… P. 5
3. 位置図…………… P. 8
4. 計画図（案）…………… P. 10
5. 今後のスケジュール（案）…………… P. 22

西都計発第 8-1 号  
平成 27 年 11 月 18 日  
(2015 年)

西宮市都市計画審議会  
会長 辰馬章夫 様

西宮市長 今村



阪神間都市計画道路の変更（西宮市決定）について【付議】  
(3.4.443 号下山口名来線ほか 15 路線)

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、審議会に付議します。

# 計 画 書 (案)

## 阪神間都市計画道路の変更(西宮市決定)

1. 都市計画道路中3.4.443号下山口名来線ほか12路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長 形 式	構 造	車 線 の 数	幅員	地表式の区間にお ける鉄道等との交 差の構造	
幹 線 街 路	3.4.443	下山口 名来線	西宮市 山口町 上山口 3丁目	西宮市 北六甲 台 1丁目	西宮市 北六甲 台 5丁目	約 m 1,130	地表式	2車線	m 18	幹線街路と平面交 差1箇所	
	3.4.449	競馬場線	西宮市 鳴尾町 3丁目	西宮市 里中町 3丁目	西宮市 里中町 3丁目	約 m 420	地表式	2車線	m 16	阪神電鉄本線と立 体交差	
	3.4.450	学園線	西宮市 上甲東 園 3丁目	西宮市 上ヶ原 一番町	西宮市 仁川 五ヶ山 町	約 m 380	地表式	2車線	m 16		
	3.4.451	下山口線	西宮市 北六甲 台 5丁目	西宮市 山口町 下山口 4丁目	西宮市 山口町 下山口 5丁目	約 m 1,010	地表式	2車線	m 16	幹線街路と平面交 差1箇所	
	3.5.453	鉄道沿線 北側	西宮市 甲子園 口北町	西宮市 津田町	西宮市 西福町	約 m 3,150	地表式	2車線	m 15	阪急電鉄今津線と 立体交差 自動車専用道路と 立体交差1箇所 幹線街路中津浜線 と立体交差 幹線街路と平面交 差3箇所	
	3.5.454	大浜老松 線	西宮市 下葭原 町	西宮市 苦楽園 四番町	西宮市 中浜町	約 m 4,500	地表式	2車線	m 15	阪神電鉄本線と立 体交差 J R 東海道本線と 立体交差 阪急電鉄神戸線と 立体交差 自動車専用道路と 立体交差1箇所 幹線街路と平面交 差9箇所	

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な 経過地		延 長	構 造 形 式	車線 の 数	幅員	
幹 線 街 路	3.5.456	甲子園葎 原線	西宮市 甲子園 網引町	西宮市 上葎原 町	西宮市 今津久 寿川町 及び 建石町	約 m 3,480	地表式	2車線	m 15	幹線街路と平面交 差10箇所	
	3.5.457	鳴尾御影 東線	西宮市 若草町 2丁目	西宮市 津門西 口町	西宮市 甲子園 三保町	約 m 2,800	地表式	2車線	m 15	阪急電鉄今津線と 立体交差 自動車専用道路と 立体交差1箇所 幹線街路と平面交 差4箇所	
	3.5.458	鳴尾今津 線	西宮市 小松東 町 3丁目	西宮市 今津曙 町	西宮市 甲子園 六石町	約 m 2,500	地表式	2車線	m 15	自動車専用道路と 立体交差1箇所 幹線街路と平面交 差4箇所	
	3.5.466	上ヶ原 甲山線	西宮市 上ヶ原 八番町	西宮市 甲山町	西宮市 上ヶ原 山田町	約 m 1,480	地表式	2車線	m 12	幹線街路と平面交 差1箇所	
	3.5.467	上ヶ原線	西宮市 一ヶ谷 町	西宮市 上ヶ原 五番町	西宮市 上ヶ原 八番町	約 m 1,250	地表式	2車線	m 12	幹線街路と平面交 差1箇所	
	3.5.468	名来線	西宮市 山口町 名来 2丁目	西宮市 山口町 名来 1丁目	西宮市 山口町 名来 2丁目	約 m 940	地表式	2車線	m 12		
区 画 街 路	7.6.470	夙川沿街 路1号線	西宮市 神楽町	西宮市 寿町	西宮市 千歳町	約 m 450	地表式	2車線	m 8	J R 東海道本線と 立体交差	

2. 都市計画道路中3.4.448号山口線及び3.5.461号越水線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

別添理由書のとおり

## 理 由 書 (案)

長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

下山口名来線は、北部地域の計画的な市街地形成に寄与する南北の幹線街路として、昭和46年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が低下しているため、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

山口線は、北部地域の計画的な市街地形成に寄与する南北の幹線街路として、昭和46年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、都市計画を廃止する。

競馬場線は、健全な市街地形成に寄与する南北の幹線街路として、昭和21年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道及び並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

学園線は、市街化の進展に伴う土地利用促進を目的に、東西の幹線街路として昭和32年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道及び周辺道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

下山口線は、北部地域の計画的な市街地形成に寄与する幹線街路として、昭和46年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が低下したため、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

鉄道沿線北側は、健全な市街地形成に寄与する東西の幹線街路として、昭和21年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

大浜老松線は、健全な市街地形成に寄与する南北の幹線街路として、昭和 21 年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が低下しているため、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

また、交差する鉄道沿線北側の一部区間の廃止に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

甲子園葭原線は、交差する県決定の戎線の一部区間の廃止に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

鳴尾御影東線は、健全な市街地形成に寄与する東西の幹線街路として、昭和 21 年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道及び並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

鳴尾今津線は、交差する県決定の武庫川右岸線の廃止に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

越水線は、健全な市街地形成に寄与する南北の幹線街路として、昭和 21 年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、都市計画を廃止する。

上ヶ原甲山線は、沿道の土地利用の増進を目的に東西の幹線街路として、昭和 44 年に都市計画決定された路線である。

しかし、沿道の土地利用状況から、当該路線に求められる機能が、現道及び周辺道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

上ヶ原線は、山手地区の土地開発及び土地利用計画等に関する幹線街路として、昭和 38 年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道や周辺道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

名来線は、交差する下山口名来線の一部区間の廃止に伴い、終点の位置及び交差点部の一部区域の変更を行う。

夙川沿街路 1 号線及び夙川沿街路 2 号線は、鉄道沿線北側の一部区間の廃止に伴い、2 路線を 1 路線に統合する。

(参考) 変更前後対照表

対 図 番 号	変 更 前 後	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			主 要 変 更 内 容
			番 号	路線名	起 点	終 点	主 要 経 過 地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	
①	変 更 前	幹 線 街 路	3. 4. 443	下 山 口 名 来 線	西宮市 山口町 下 山 口 5 丁 目	西宮市 山口町 名 来 字 下 西 山	西宮市 山口町 名 来 字 林 ヶ 谷	約 m 2,790	地 表 式	2 車 線	m 18	・ 終点を南東方向に変更し、延長を約1,660m削減する。
	変 更 後	幹 線 街 路	3. 4. 443	下 山 口 名 来 線	西宮市 山口町 上 山 口 3 丁 目	西宮市 北六甲台 1 丁 目	西宮市 北六甲台 5 丁 目	約 m 1,130	地 表 式	2 車 線	m 18	
②	変 更 前	幹 線 街 路	3. 4. 448	山 口 線	西宮市 山口町 上 山 口 字 五 百 ノ 尾	西宮市 山口町 下 山 口 3 丁 目	西宮市 山口町 下 山 口 4 丁 目	約 m 1,530	地 表 式	2 車 線	m 16	・ 廃止
	変 更 後											
③	変 更 前	幹 線 街 路	3. 4. 449	競 馬 場 線	西宮市 鳴尾町 4 丁 目	西宮市 若草町 2 丁 目	西宮市 里中町 3 丁 目	約 m 1,500	地 表 式	2 車 線	m 16	・ 起点を北東方向へ、終点を南西方向に変更し延長を約1,080m削減する。
	変 更 後	幹 線 街 路	3. 4. 449	競 馬 場 線	西宮市 鳴尾町 3 丁 目	西宮市 里中町 3 丁 目	西宮市 里中町 3 丁 目	約 m 420	地 表 式	2 車 線	m 16	
④	変 更 前	幹 線 街 路	3. 4. 450	学 園 線	西宮市 上甲東園 1 丁 目	西宮市 仁川百合 野 町	西宮市 上甲東園 2 丁 目	約 m 1,150	地 表 式	2 車 線	m 16	・ 起点を西方向に変更し、延長を約770m削減する。
	変 更 後	幹 線 街 路	3. 4. 450	学 園 線	西宮市 上甲東園 3 丁 目	西宮市 上ヶ原一 番 町	西宮市 仁川五ヶ 山 町	約 m 380	地 表 式	2 車 線	m 16	
⑤	変 更 前	幹 線 街 路	3. 4. 451	下 山 口 線	西宮市 北六甲台 5 丁 目	西宮市 山口町 下 山 口 4 丁 目	西宮市 山口町 下 山 口 5 丁 目	約 m 1,140	地 表 式	2 車 線	m 16	・ 終点を東方向に変更し、延長を約130m削減する。
	変 更 後	幹 線 街 路	3. 4. 451	下 山 口 線	西宮市 北六甲台 5 丁 目	西宮市 山口町 下 山 口 4 丁 目	西宮市 山口町 下 山 口 5 丁 目	約 m 1,010	地 表 式	2 車 線	m 16	
⑥	変 更 前	幹 線 街 路	3. 5. 453	鉄 道 沿 線 北 側	西宮市 甲子園口 北 町	西宮市 大谷町	西宮市 西福町	約 m 5,590	地 表 式	2 車 線	m 15	・ 起点を西方向へ、終点を東方向に変更し、延長を約2,440m削減する。
	変 更 後	幹 線 街 路	3. 5. 453	鉄 道 沿 線 北 側	西宮市 甲子園口 北 町	西宮市 津田町	西宮市 西福町	約 m 3,150	地 表 式	2 車 線	m 15	

：変更箇所

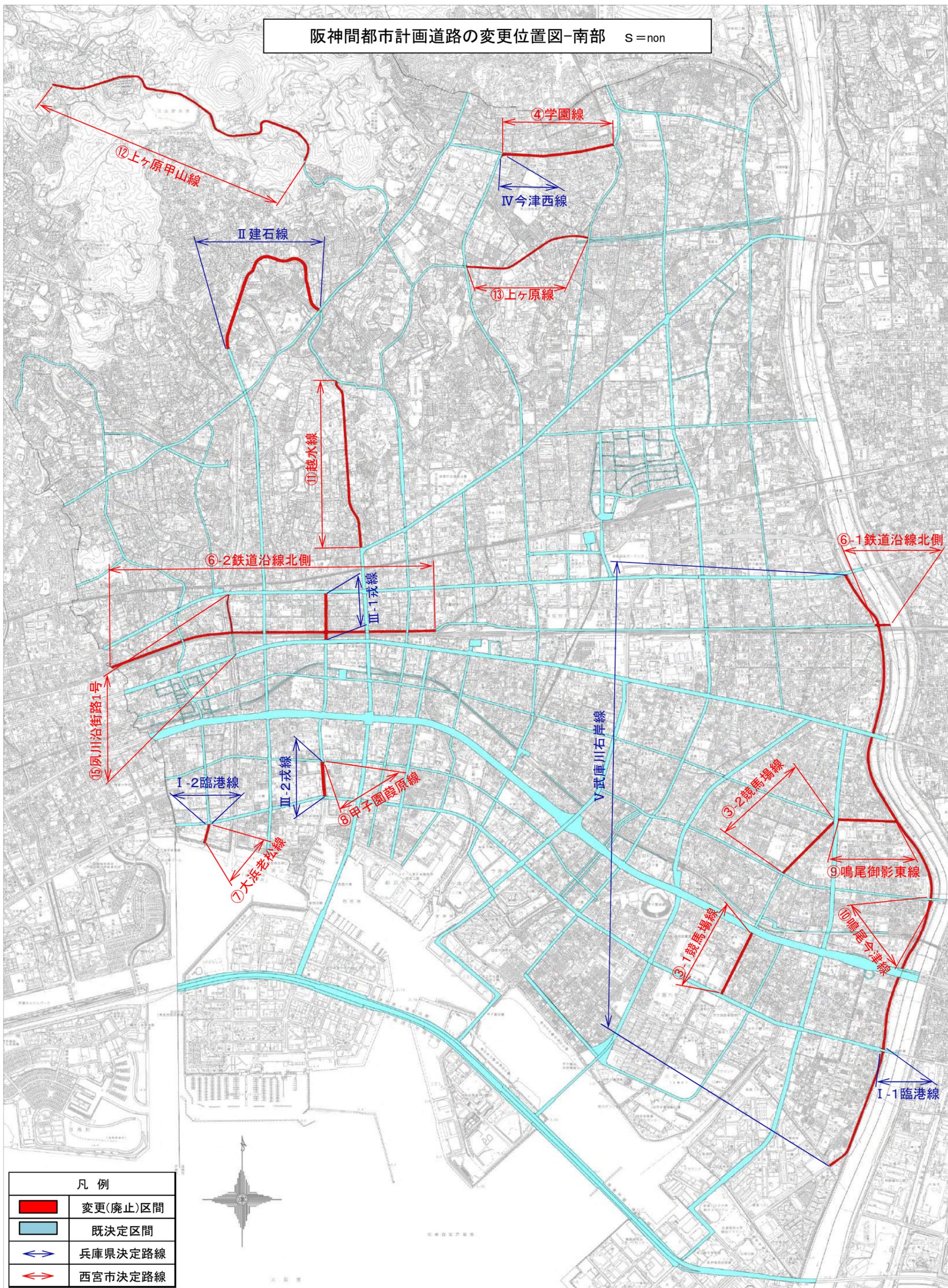
対 図 番 号	変 更 前 後	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			主 な 変 更 内 容
			番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	
⑦	変 更 前	幹 線 街 路	3.5.454	大浜老 松線	西宮市 大浜町	西宮市 苦楽園 四番町	西宮市 中浜町	約 m 4,670	地表式	2車線	m 15	・ 起点を北方向に変更し、延長を約170m削減する。 ・ 一部区域の変更
	変 更 後	幹 線 街 路	3.5.454	大浜老 松線	西宮市 下葭原町	西宮市 苦楽園 四番町	西宮市 中浜町	約 m 4,500	地表式	2車線	m 15	
⑧	変 更 前	幹 線 街 路	3.5.456	甲子園 葭原線	西宮市 甲子園 網引町	西宮市 上葭原町	西宮市 今津久寿 川町及び 建石町	約 m 3,480	地表式	2車線	m 15	・ 一部区域の変更
	変 更 後	幹 線 街 路	3.5.456	甲子園 葭原線	西宮市 甲子園 網引町	西宮市 上葭原町	西宮市 今津久寿 川町及び 建石町	約 m 3,480	地表式	2車線	m 15	
⑨	変 更 前	幹 線 街 路	3.5.457	鳴尾御 影東線	西宮市 小松北町 1丁目	西宮市 津門西口 町	西宮市 甲子園 砂田町	約 m 3,280	地表式	2車線	m 15	・ 起点を西方向に変更し、延長を約480m削減する。
	変 更 後	幹 線 街 路	3.5.457	鳴尾御 影東線	西宮市 若草町 2丁目	西宮市 津門西口 町	西宮市 甲子園 三保町	約 m 2,800	地表式	2車線	m 15	
⑩	変 更 前	幹 線 街 路	3.5.458	鳴尾今 津線	西宮市 小松東町 3丁目	西宮市 今津曙町	西宮市 甲子園 六石町	約 m 2,500	地表式	2車線	m 15	・ 一部区域の変更
	変 更 後	幹 線 街 路	3.5.458	鳴尾今 津線	西宮市 小松東町 3丁目	西宮市 今津曙町	西宮市 甲子園 六石町	約 m 2,500	地表式	2車線	m 15	
⑪	変 更 前	幹 線 街 路	3.5.461	越水線	西宮市 越水町	西宮市 大社町	西宮市 神垣町	約 m 1,230	地表式	2車線	m 15	・ 廃止
	変 更 後											
⑫	変 更 前	幹 線 街 路	3.5.466	上ヶ原 甲山線	西宮市 上ヶ原 八番町	西宮市 鷺林寺 2丁目	西宮市 甲山町	約 m 3,740	地表式	2車線	m 12	・ 終点を東方向に変更し、延長を約2,260m削減する。
	変 更 後	幹 線 街 路	3.5.466	上ヶ原 甲山線	西宮市 上ヶ原 八番町	西宮市 甲山町	西宮市 上ヶ原 山田町	約 m 1,480	地表式	2車線	m 12	

：変更箇所

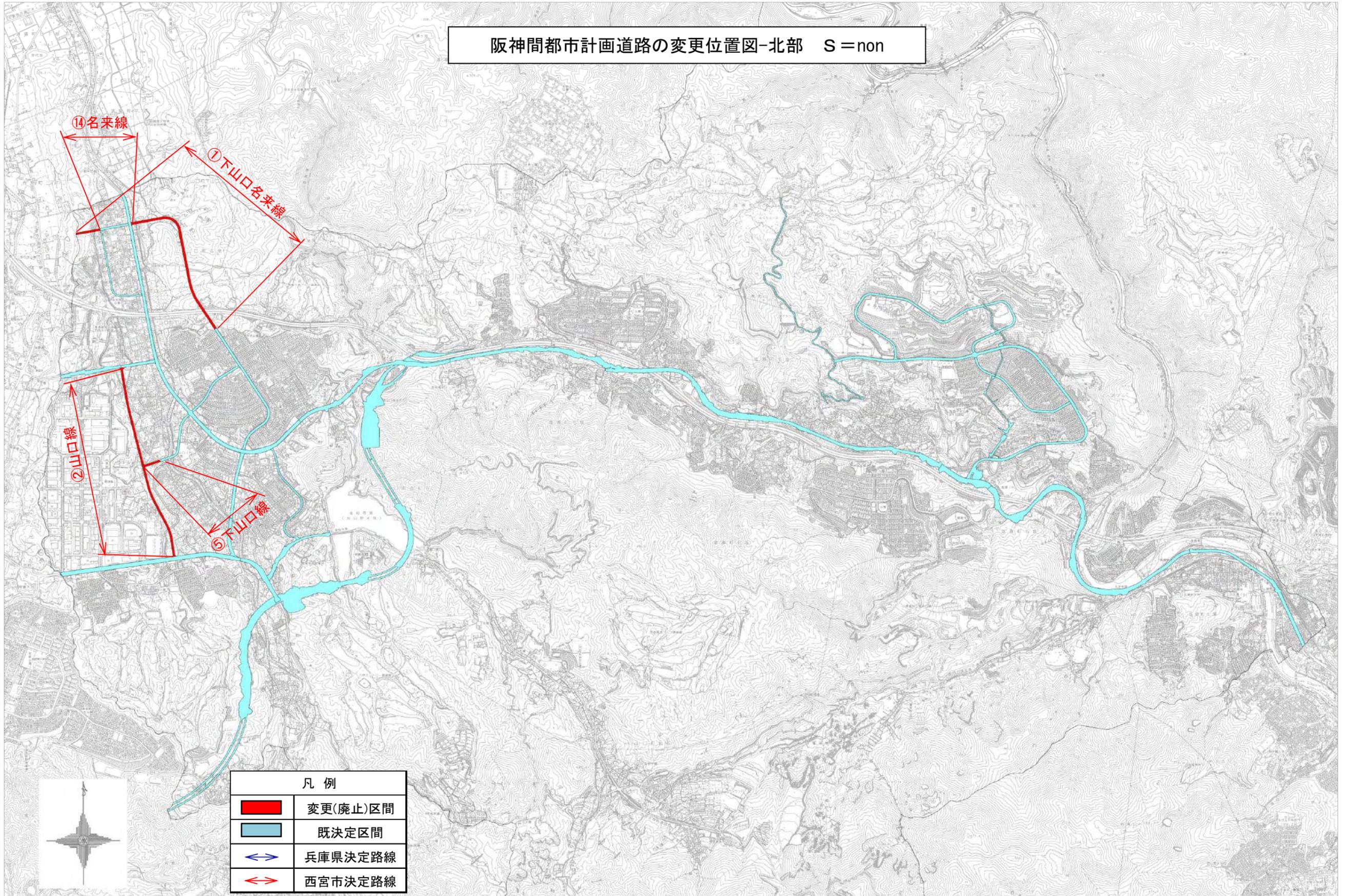
対 図 番 号	変 更 前 後	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			主 な 変 更 内 容
			番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	
⑬	変 更 前	幹 線 街 路	3.5.467	上ヶ原 線	西宮市 一ヶ谷町	西宮市 松籟荘	西宮市 上ヶ原 五番町	約 m 2,220	地表式	2車線	m 12	・ 終点を西方向に変更し、延長を約970m削減する。
	変 更 後	幹 線 街 路	3.5.467	上ヶ原 線	西宮市 一ヶ谷町	西宮市 上ヶ原 五番町	西宮市 上ヶ原 八番町	約 m 1,250	地表式	2車線	m 12	
⑭	変 更 前	幹 線 街 路	3.5.468	名来線	西宮市 山口町名 来2丁目	西宮市 山口町名 来1丁目	西宮市 山口町名 来2丁目	約 m 740	地表式	2車線	m 12	・ 終点を東方向に変更し、延長を約200m追加する。 ・ 一部区域の変更
	変 更 後	幹 線 街 路	3.5.468	名来線	西宮市 山口町名 来2丁目	西宮市 山口町名 来1丁目	西宮市 山口町名 来2丁目	約 m 940	地表式	2車線	m 12	
⑮	変 更 前	区 画 街 路	7.6.470	夙川沿 街路1号 線	西宮市 神楽町	西宮市 神楽町	西宮市 神楽町	約 m 150	地表式	2車線	m 8	・ 2路線を1路線に統合する。
		区 画 街 路	7.6.471	夙川沿 街路2号 線	西宮市 安井町	西宮市 寿町	西宮市 千歳町	約 m 280	地表式	2車線	m 8	
	変 更 後	区 画 街 路	7.6.470	夙川沿 街路1号 線	西宮市 神楽町	西宮市 寿町	西宮市 千歳町	約 m 450	地表式	2車線	m 8	

：変更箇所

阪神間都市計画道路の変更位置図-南部 S=non



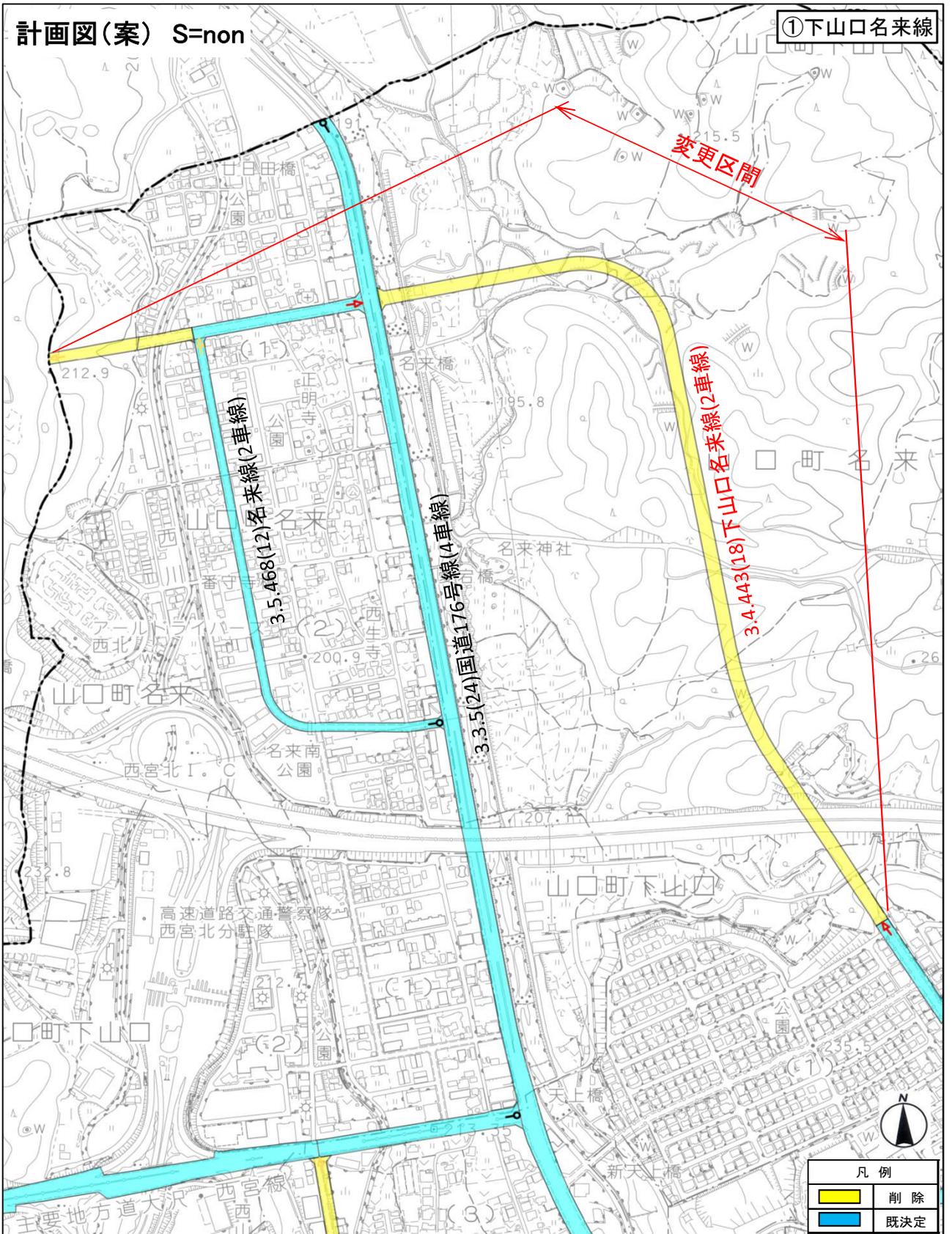
阪神間都市計画道路の変更位置図-北部 S = non

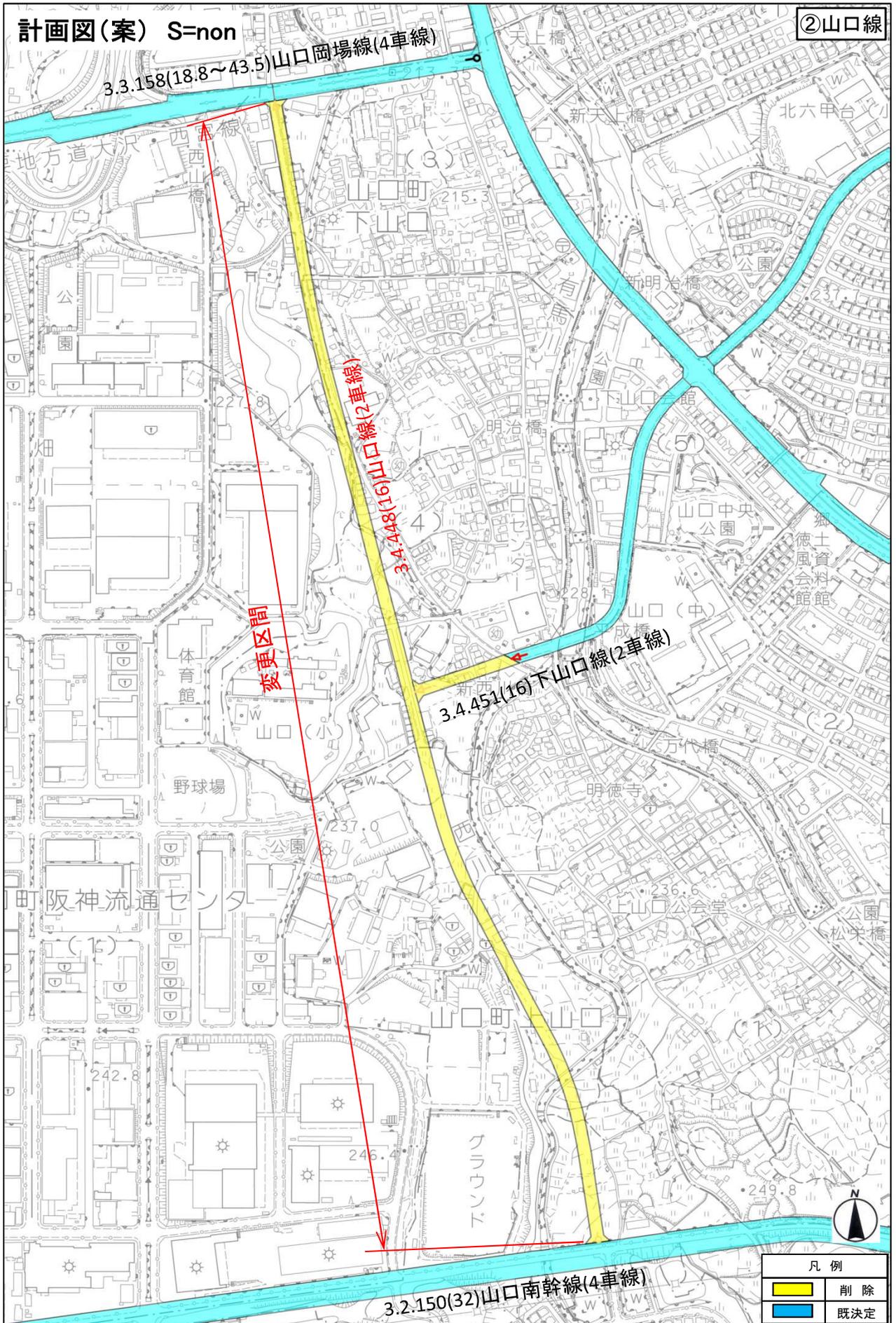


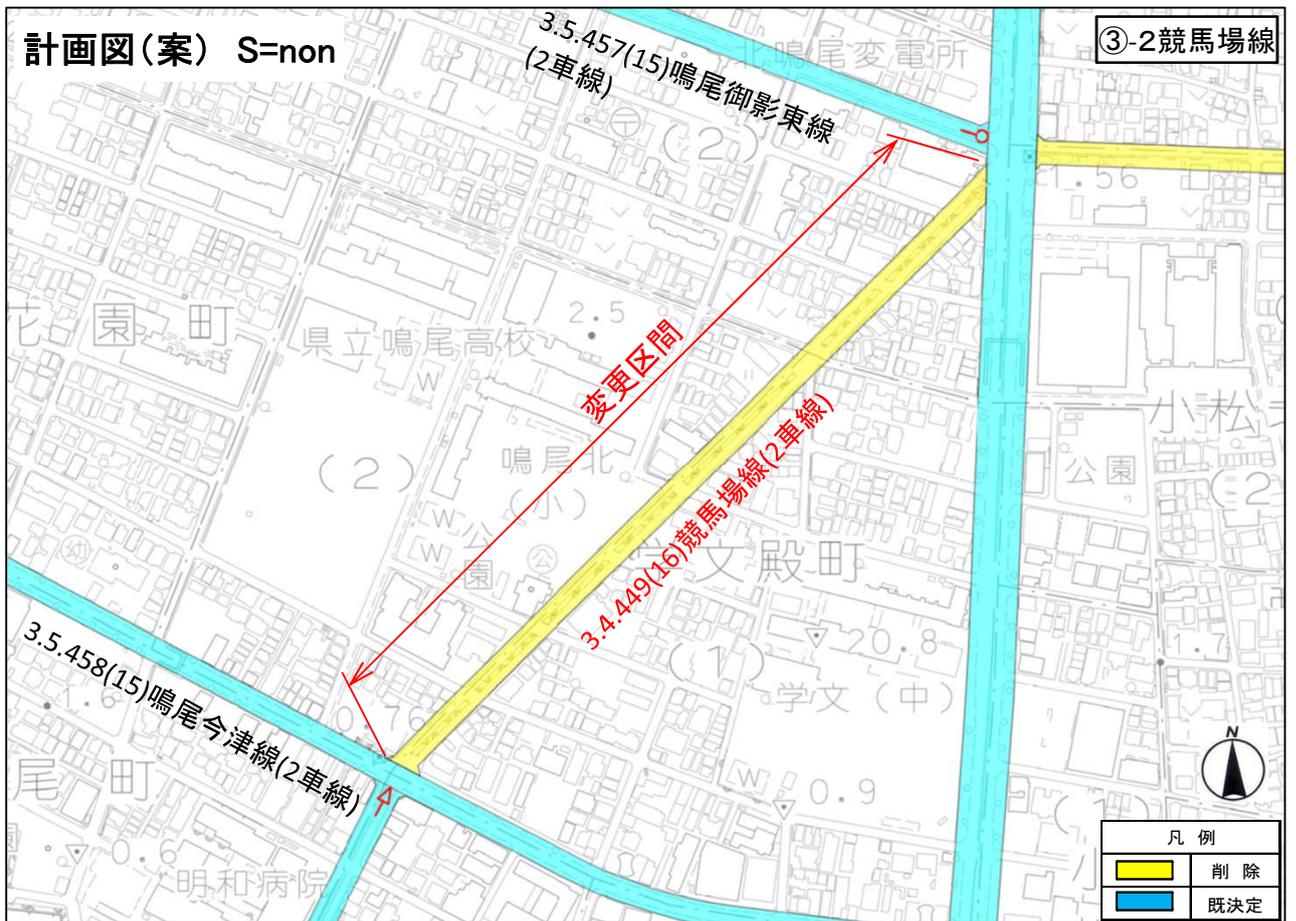
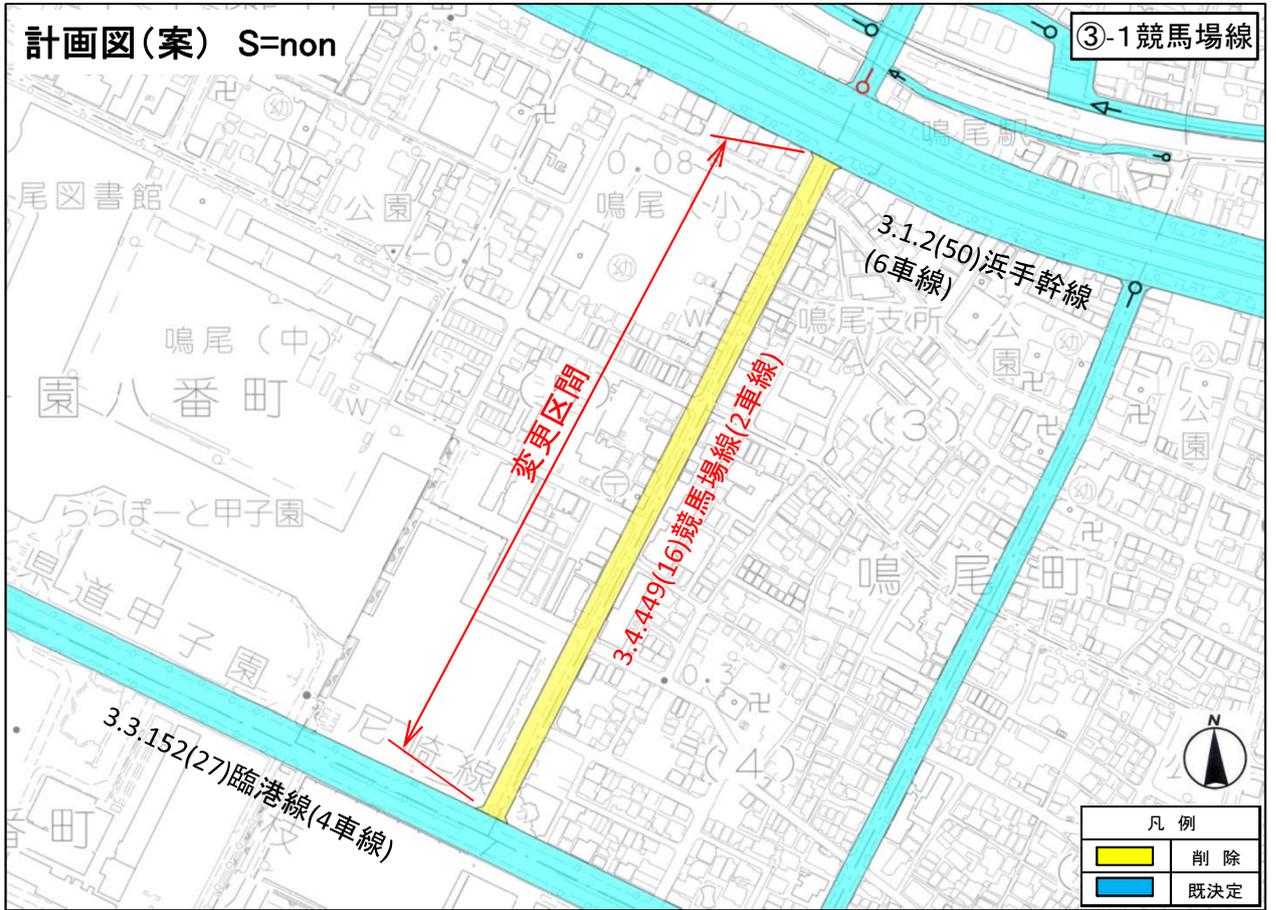
凡例	
	変更(廃止)区間
	既決定区間
	兵庫県決定路線
	西宮市決定路線

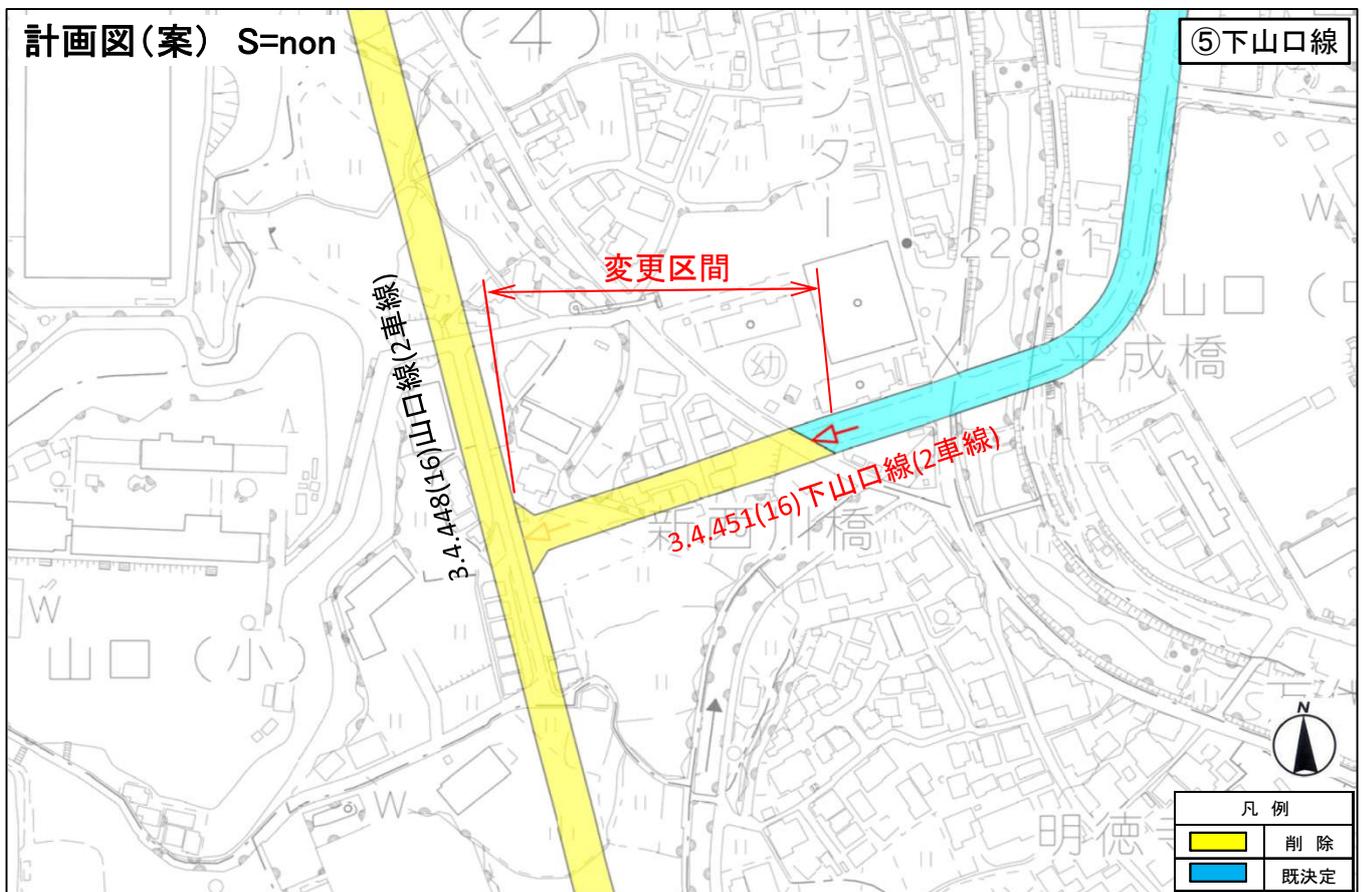
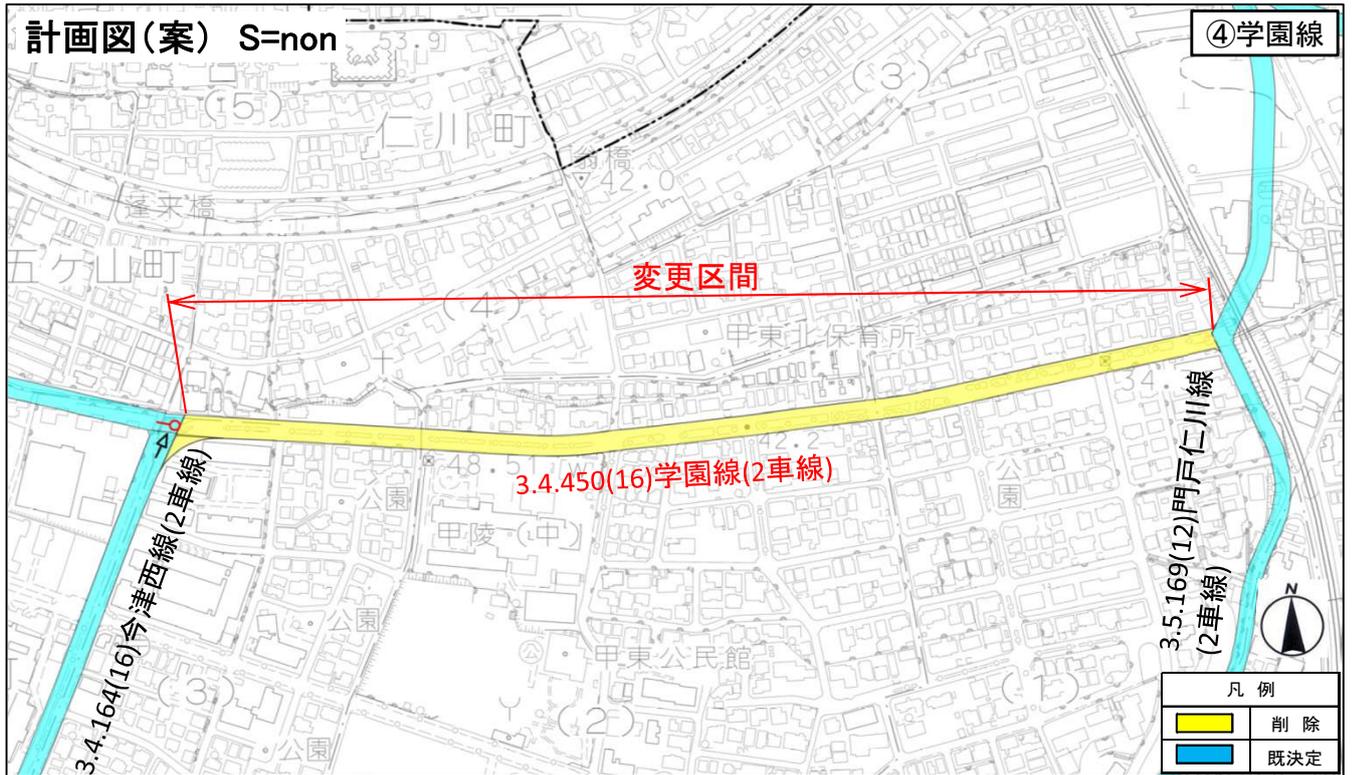
計画図(案) S=non

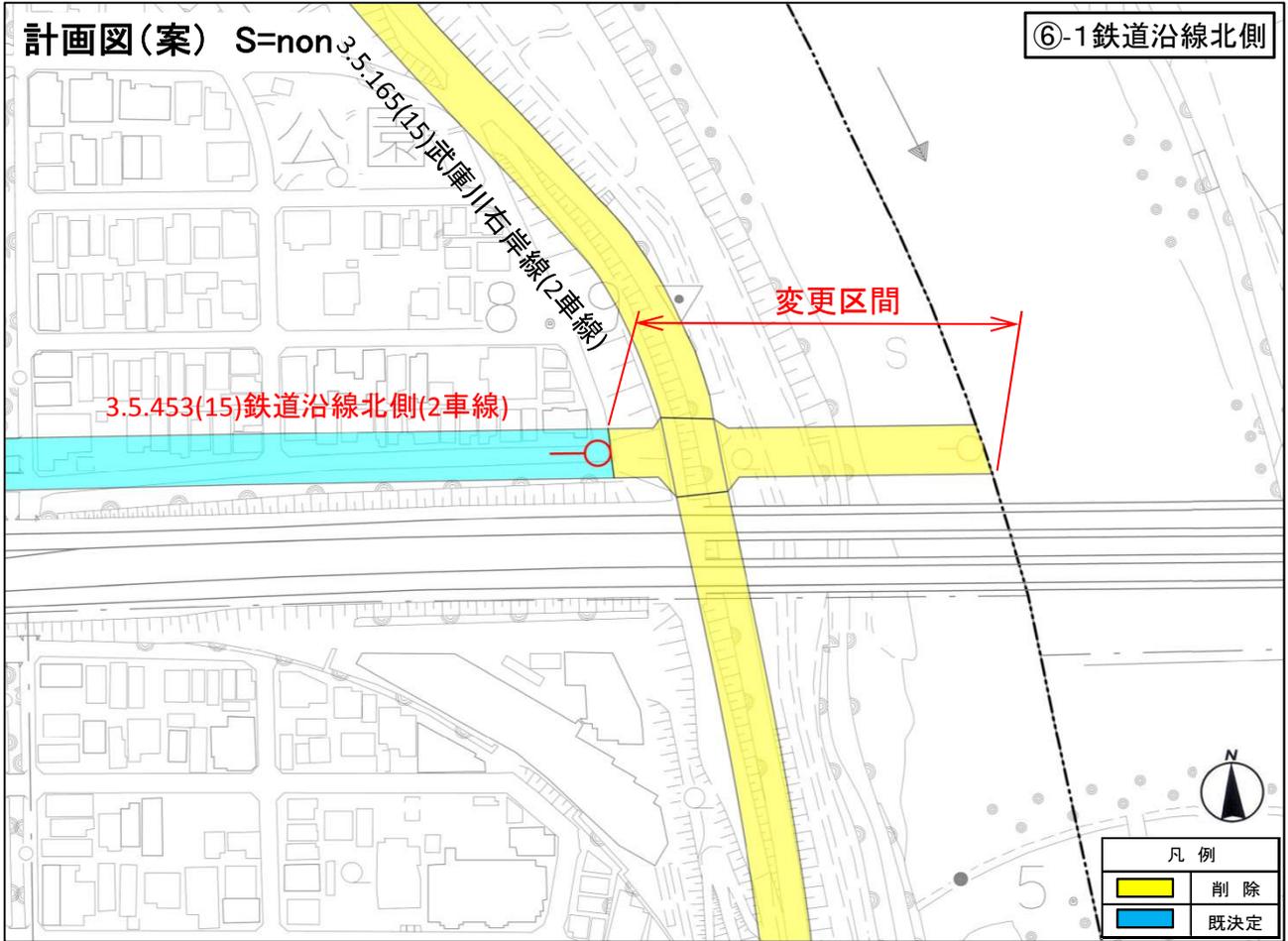
①下山口名来線

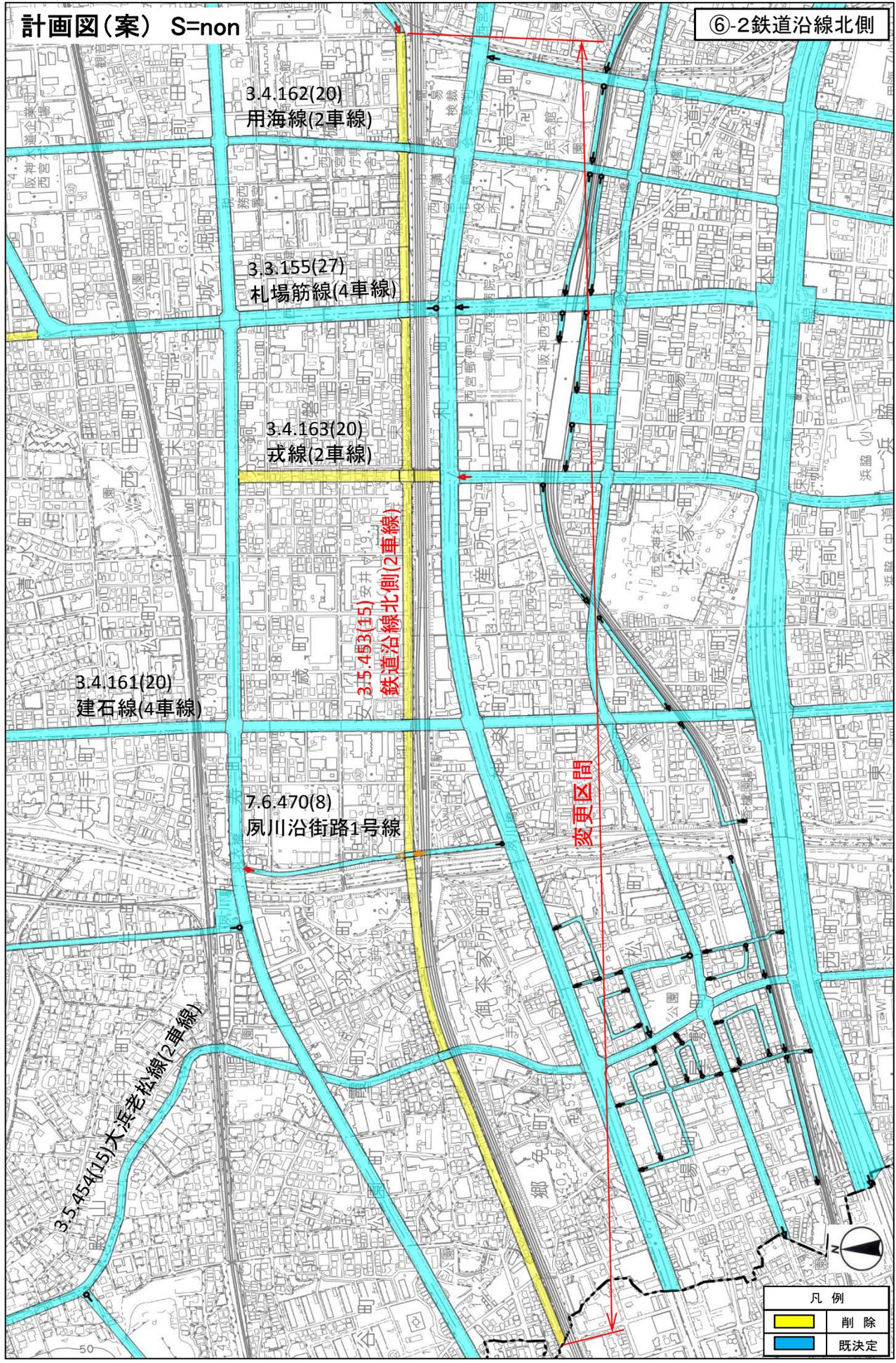












計画図(案) S=non

⑥-2 鉄道沿線北側

3.4.162(20)  
用海線(2車線)

3.3.155(27)  
札幌筋線(4車線)

3.4.163(20)  
戎線(2車線)

3.5.453(15)  
鉄道沿線北側(2車線)

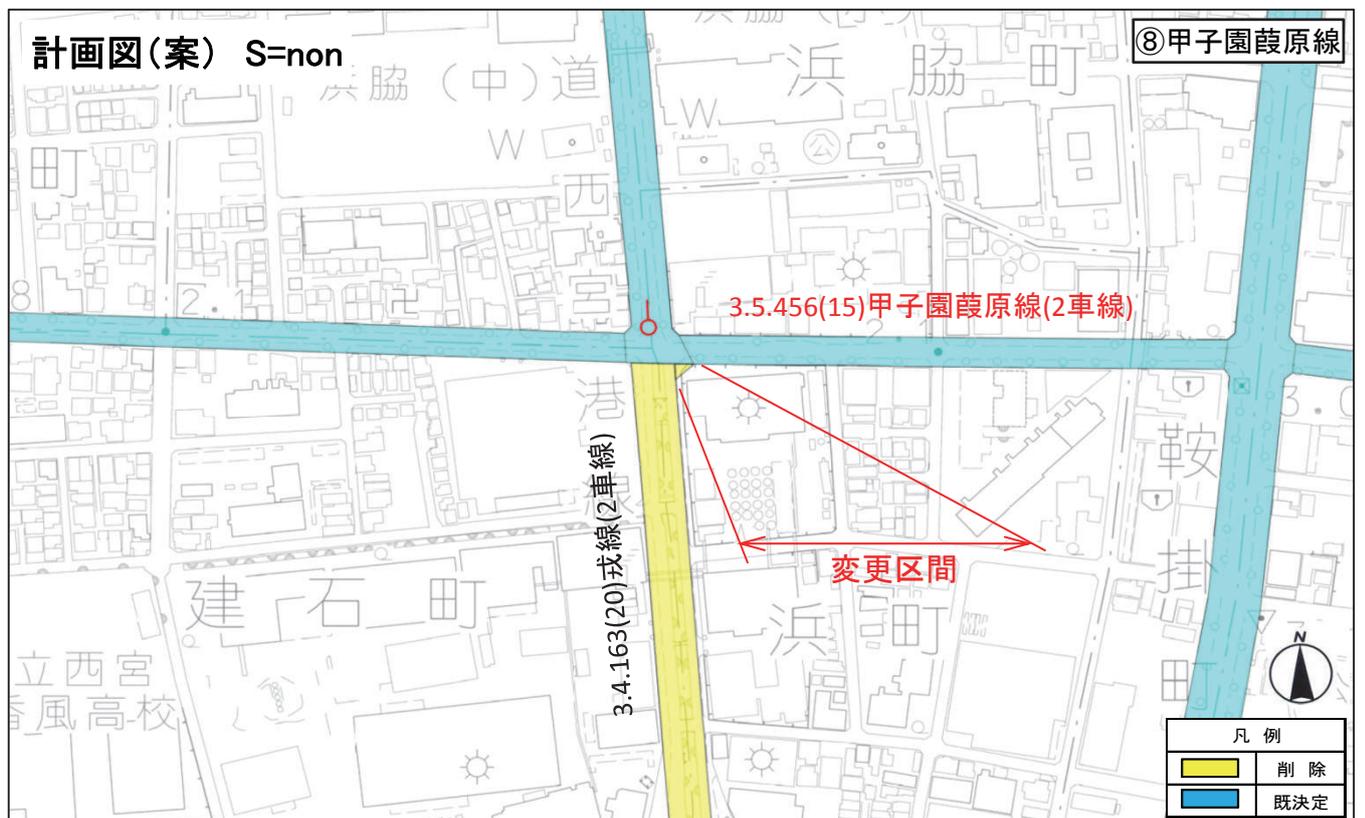
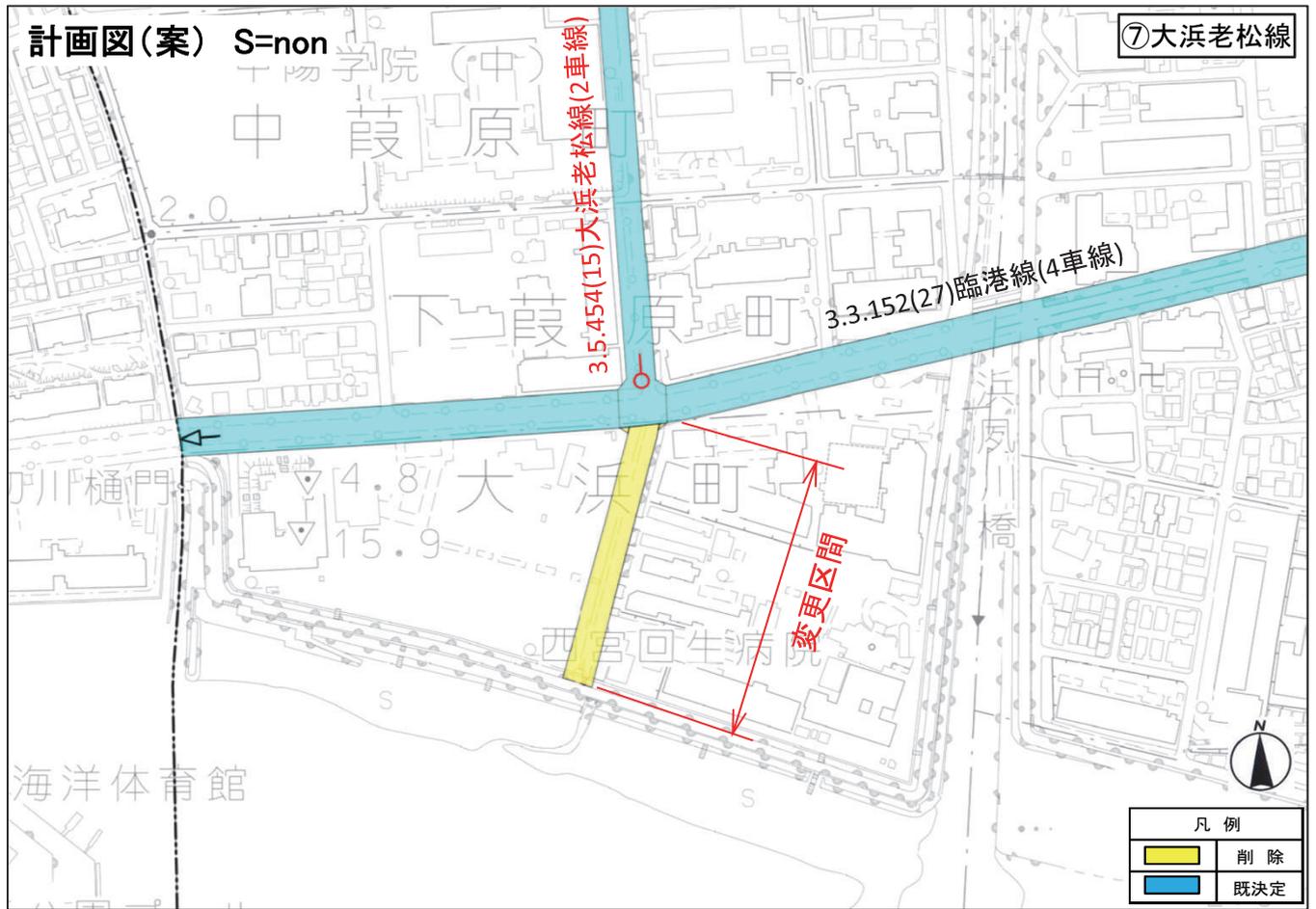
3.4.161(20)  
建石線(4車線)

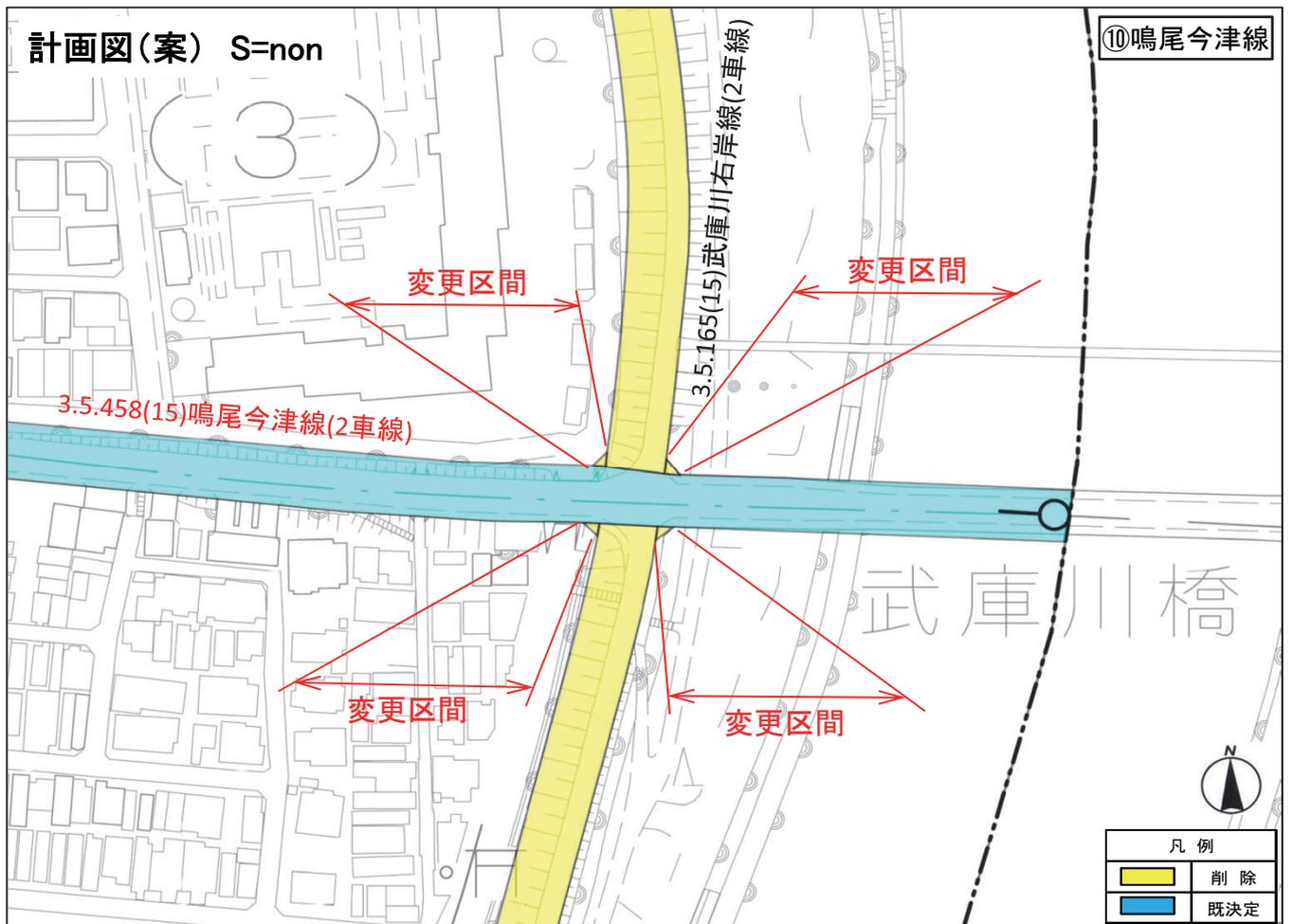
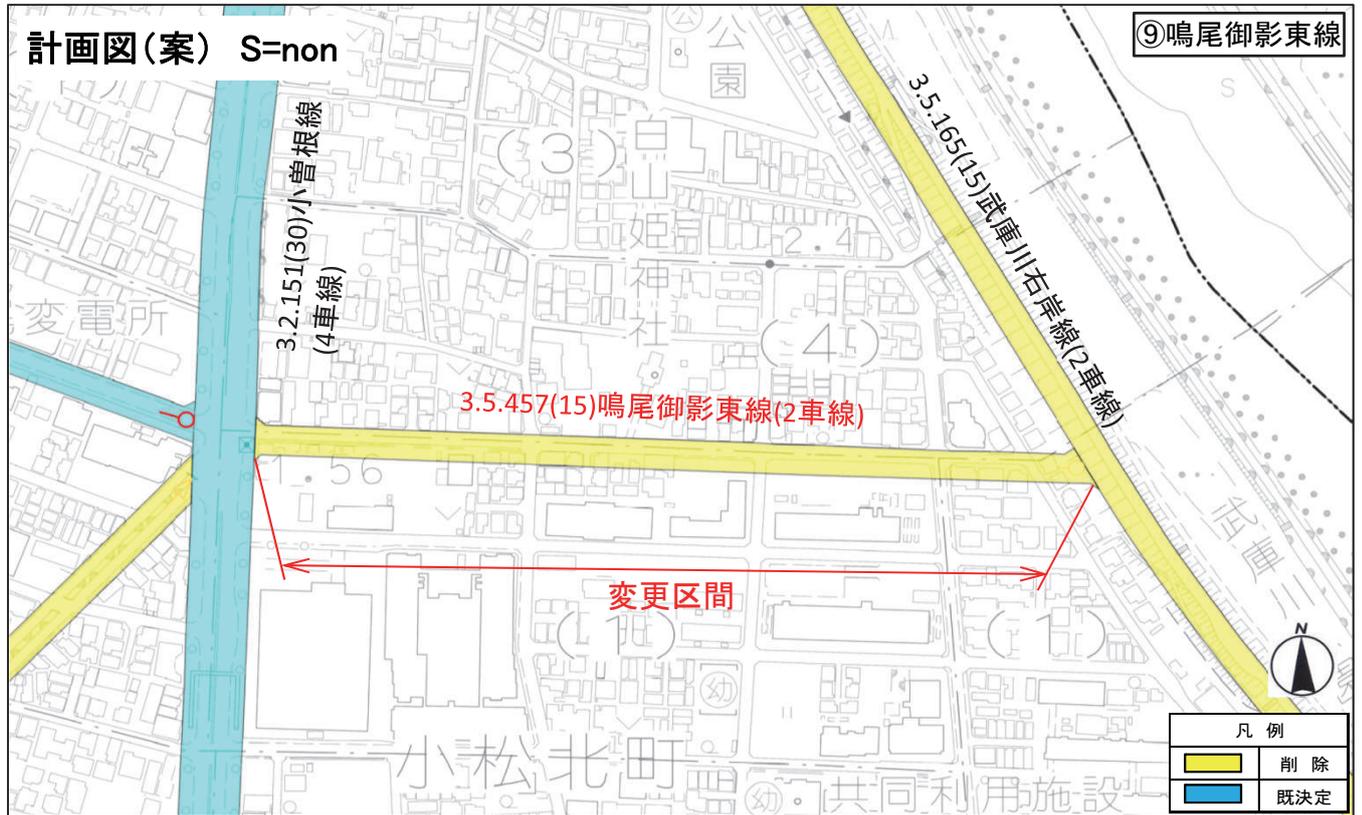
7.6.470(8)  
夙川沿街路1号線

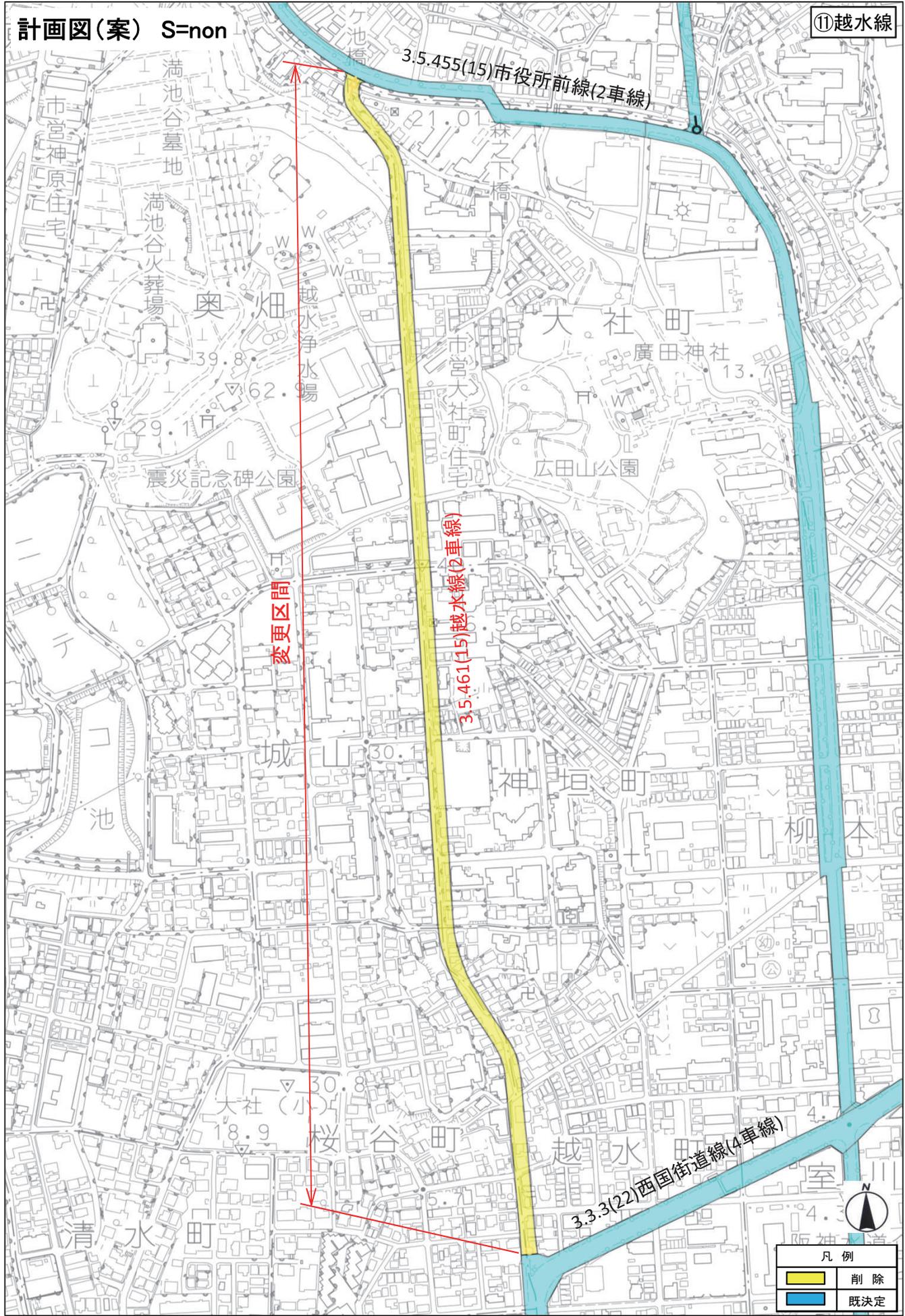
3.5.454(15)  
大浜老松線(2車線)

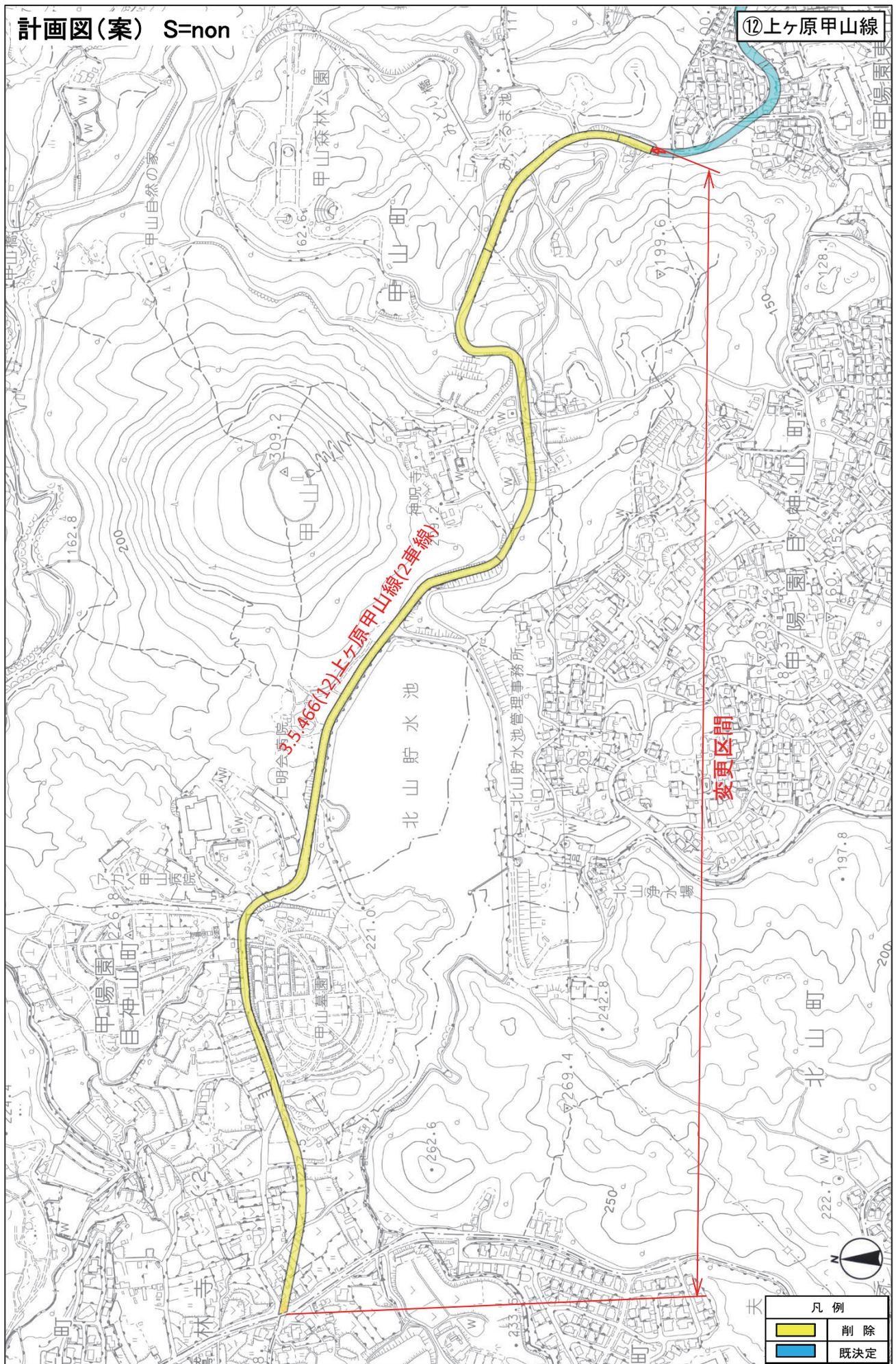
変更区間

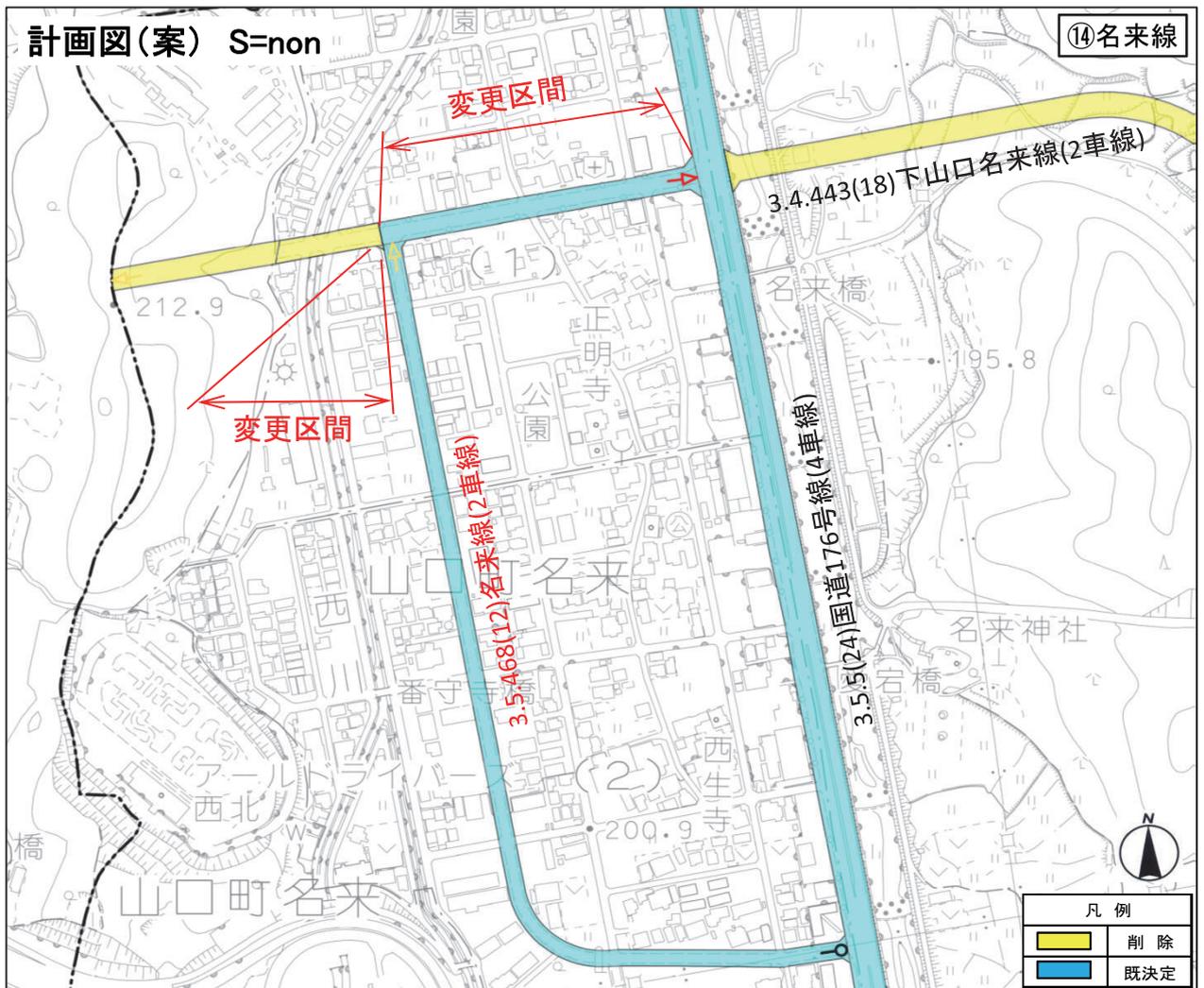
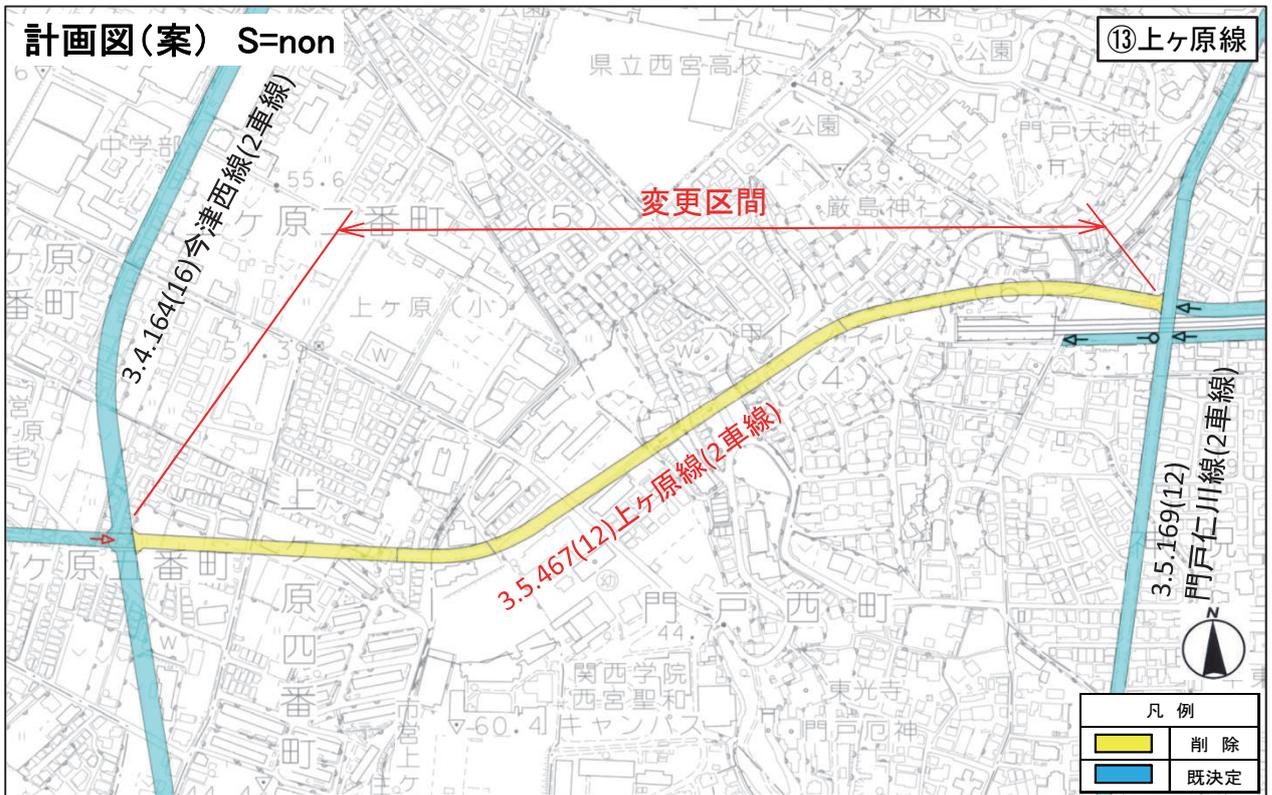
凡例	
<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	削除
<span style="background-color: cyan; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	既決定

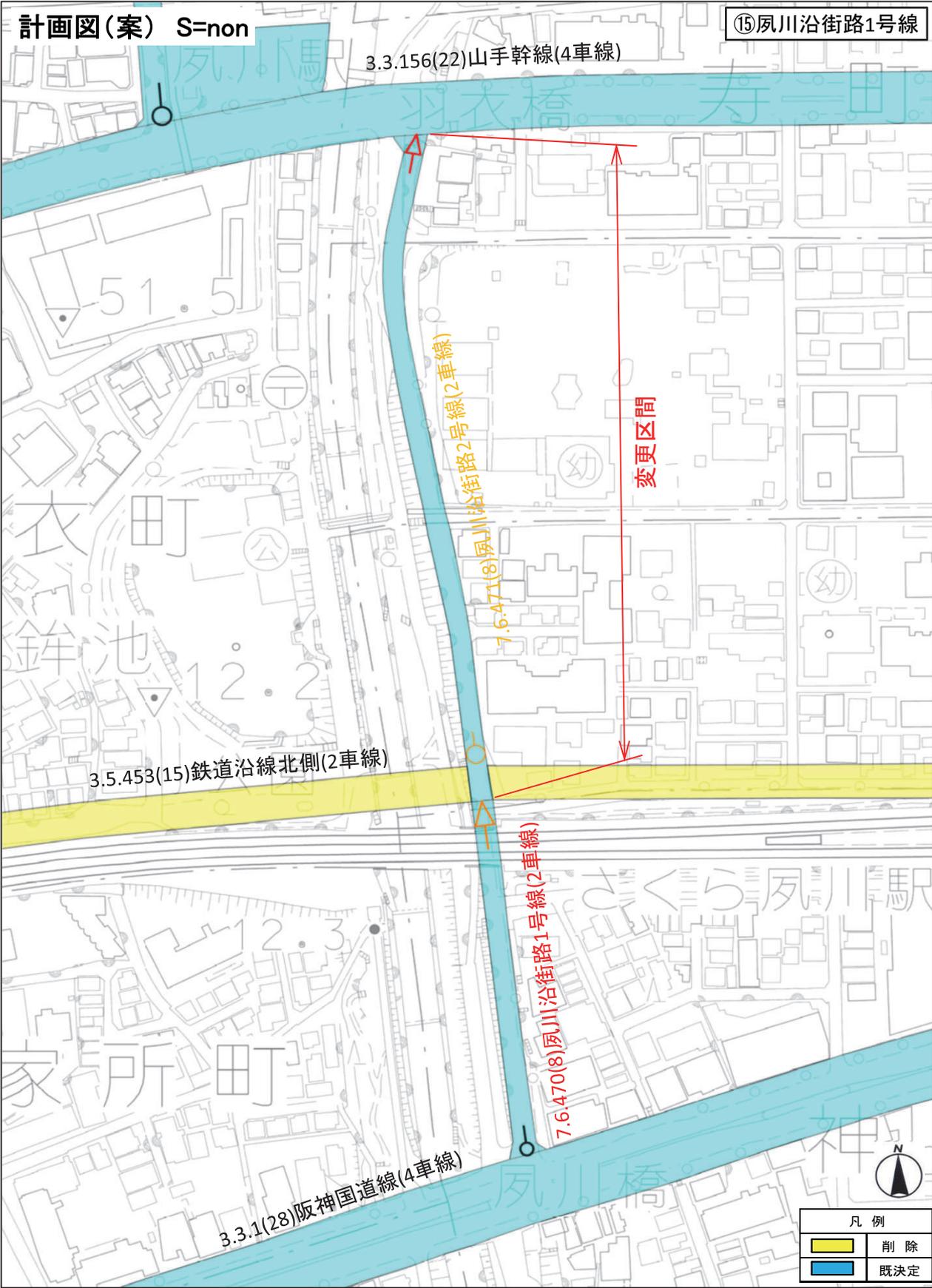












## 5. 都市計画道路網の見直しスケジュール（案）

都市計画道路網の見直しに係る今後のスケジュール案は、以下のとおりである。

平成27年12月頃に案の縦覧を行い、意見書の提出があれば、次回（平成28年1月頃予定）の都市計画審議会において、意見書に対する市の考え方を報告し、見直し路線の再付議等を行う予定である。

